

第10回日本子ども安全学会

こどもの安全を守るために
実務家・研究者ができること

日時：2023年9月30日（土）13時～17時

会場：東工大蔵前会館 会議室よりオンライン配信

日本大学大学院危機管理学研究科
教授 鈴木秀洋

自己紹介



すずき・ひでひろ

本学法務研究科修了。法務博士(専門職)。保育士。東京23区法務部、文京区総務課長補佐(秘書)、危機管理課長、男女協働課長、子ども家庭支援センター所長等歴任【授業】行政法・地方自治法【研究】児童虐待・DV(厚労省受託)、災害弱者・福祉避難所(科研)等【審議会・学会】厚労省、内閣府等。日本公法学会、警察政策学会、日本子ども虐待防止学会等。埼玉県出身。

行政実務の最前線から研究者へ

多様な個々人の安全・安心を守る行政を研究

命を守る行政

危機は災害やテロリズムに限らない。児童虐待、DV、差別いじめ、ストーカー、貧困——命を日々脅かされる人たちが、見えないところにたくさんいる。さまざま問題を抱える、多様な一人一人の命を守る「危機管理行政」。それが、鈴木准教授が切り拓こうとしている分野だ。

父親は警察官。さまざまな犯罪被害の話を見聞きして育ち、子どもの頃から「誰もが笑顔で生きられる」ということが、なぜ、こんなにも難しいのだろうか?と考える続けてきた。

大学では法律を専攻。警察官や検察官を目指した時期もあったが、迷った末、社会のさまざまな課題解決に関わることができ、行政、中でも、住民と顔を突き合わせ、喜怒哀楽を共にしながら課題を解決していくことができ、住民最前線の自治体行政を選んだ。

公務員時代は、危機管理課、東京23区法務部、子ども家庭支援センターなど、さまざまな現場を担当。性的マイノリティ、災害弱者、DV被害者、虐待に苦しむ親や子どもたち。たくさん

の困っている人、生きづらさを抱えた人、助けが必要な人たちと出会い「どうすれば、この人たちが笑顔になれるか?」一心に考え、動いてきた。

行政実務最前線の経験は「住民の権利利益を向上し、個々人の尊厳を守るために、多様な一人一人の問題に向き合うのが行政。行政にできることはもっとある」との信念を揺るぎないものにした。

公務員は天職と思っていたが「一人一人が安全・安心に生きられる社会の実現のため、より広い観点から課題に取り組みたい」と、大学教員・研究者に転身。今は、個々人の命を守る法制度設計の理論構築と実践に取り組

み、また「社会を変えるには若い世代の育成も重要」と、学生とも真剣勝負で向き合う日々だ。

現場と対話を重視

目黒区、野田市、札幌市——社会に衝撃を与えている児童虐待死事件(検証委員を務める)が相次ぐ中、鈴木准教授は子どもを守る体制についてこう指摘する。

「センサーシヨナルな児童虐待死事件が起きると、児童相談所の対応ばかりが目されますが、子どもに関わる機関は、保育所、学校・教育委員会、保健機関、医療機関、警察、里親、民間施設・団体、弁護士など複数あり、児童相談所はその二つにすぎません。各機関が子どもを守るとの思いを共有し、凸凹をつないで積極的に連動するための制度構築と、その具体的な用が求められています」

児童相談所中心の「点」の支援から脱却し、市区町村中心の「面」の支援へ移行するため、鈴木准教授は2022年度までに全市区町村が設置を義務付けられている「子ども家庭総合支援拠点」設置に向けた調査研究と、設置推進に取り組んでいる。子ども家庭総合支援拠点とは、場所ではなく、市



児童虐待防止の法制度設計について日本記者クラブで会見

鈴木准教授は全国の自治体や関連機関へのヒアリング調査、現場との検討会を重ね、研修や自治体へのアドバイザーも行うなど、実効性のある拠点運用の仕組み作りを奔走する。

こうした取り組みの他、災害時に高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児など特別な配慮が必要な人を受け入れる「福祉避難所」の制度設計や運用、ストーカー被害者支援の自治体向けマニュアルの作成など、鈴木准教授は研究者となった今も、実務に積極的に関わる。大切にしているのは、可能な限り現場に足を運び、多くの人々と対話することだ。現実の課題と向き合い、現場調査から得たエビデンスと法的根拠をもとに、解決策となる制度設計を提示する。「何より、私は人が好きなんです。つらく困難なことも、人と会って話しながら一緒に解決していけば力が湧く」と笑う。

「社会の課題は山積みで、時間がいくらあっても足りない」今より少しでも良い世の中にして、次世代にバトンをつなぐため、走り続ける。

区町村を中心とする地域ネットワークが、子どもと親を切れ目なく継続的に支援する「機能」のことだ。

今より少しでも良い世の中にして、次世代にバトンをつなぐため、走り続ける。

教員の眼

様々な立場に自分を置き換えて
みると違った景色が見えるはず

危機管理学部 准教授 鈴木 秀洋

私達には、先生がオレンジの服で構内を走り回っているイメージがあります。

鈴木：まぐろ(回避態)との別名が……。オレンジは虐待・女性への暴力防止の啓発カラーですが、らね。動く広告塔をしているつもりです。

先生は災害弱者、児童虐待・DVなど幅広く世の中に発信していますが、今力を入れている取り組みについて教えてください。

鈴木：児童虐待に関しては、毎日虐待で子どもが

命を落としているとの調査があります。「どうしたら命を救えるのだろうか」と思いませんか。「私は行政、医療、心理、法曹、警察、NPO等様々な専門領域の人達と連携の法制度設計、実際の相談対応力の向上、予防プログラム等に力を入れています。子どもの命を守るには親ごと支える姿勢が大切です。私はこれまで加害者を厳罰にとの視点でしたが、もう少し幅広く研究してみます。最後に学生にメッセージをもらえますか。」

鈴木：大学時代って自分の人生の土台を作る大事な時期です。アンテナをたてて、様々な環境・立場に身を置いて「感じ、考え、議論してみる」ことが大切だと思います。この大学には様々な分野の第一人者がいます。先生達にぶつかっていくとよいですよ。



〈プロフィール〉

埼玉出身 日大卒業

行政法・地方自治法担当。
災害弱者、児童虐待・DV研究
等多様な個人の人々の安全安心
のための法制度設計・危機
管理行政分野を切り開く。



特集
ダイバーシティ
研究の
視点から

鈴木 秀洋

危機管理学部
准教授

ダイバーシティは羅針盤 “知る”ことから社会が変わる

自治体行政の最前線で、児童虐待、DV、高齢者、障害者、LGBTQなど多様な人々の問題に向き合い「命を救うこと」に従事してきた鈴木准教授。具体的なかつ多角的な視点で「ダイバーシティの本質」を語っていた。



鈴木准教授の研究成果の一部をまとめた書籍「虐待・DV・性差別・災害等から市民を守る社会的弱者にやさしい自治体法務」(第一法規、2021年刊行)。ダイバーシティを深く理解する上で参考となる1冊

ダイバーシティは 一人一人の権利である

幅広く自治体行政に携わった経験を持ち、憲法、行政法を専門分野とする鈴木准教授。子ども、女性、高齢者、障害者、LGBTQ、災害時要配慮者、犯罪被害者等支援など多様な研究テーマは、「ダイバーシティ」そのものだ。

意味で使われることが多いが、その言葉が示す範囲や定義にはさまざまな考え方があり、曖昧な部分も多い。ダイバーシティとは何か？なぜ必要なのか？

「憲法、行政法の観点から見ると、ダイバーシティの出発点は日本国憲法第13条にあると考えられます。第13条は、個人の尊厳と個人々の幸福追求権を保障する規定で、憲法の中核を成すものです」

「日本国憲法第13条」
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸

福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

一人一人の権利として保障されているものでもあるのだ。

人権、経済、教育 3つの観点が必要

日本の社会では今、ダイバーシティはどのように受け止められているのだろうか。

「行政(公務員)は、個人々の人権を守る義務を負っており、元々ダイバーシティに取り組み必要があるのですが、最近ではダイバーシティ課などを設け、より積極的な対応を目指す自治体が増えています。また、ダイバーシティ

を理念に掲げる企業も多くなり、働いている方にインタビューを行うと、ダイバーシティの取り組みが働きやすさにつながっていることが分かります」

研究者の観点から見ると、ダイバーシティ推進の理由として3つ挙げられるという。人権保障、経済的メリット、そして教育的観点に基づくものだ。

「人権保障の観点からの理由は、多様な生き方は権利として保障されており、ありのままの自分で安心して生きられる社会がつけられるべきであるというもので、経済的な観点からの理由は、性別や年齢、障害などによる差別をせず、多様な働き方を認め、採用を行うことで企業利益を向上させるというもので、そして、教育的観点からの理由は、自分も他人も皆凸凹な存在との理解が、心理的安全性を生み出し、チーム内の共感や組織の一体性を高めることにつながるといふものです」

企業や組織の中では、メンバーの一人一人が大切にされることで個々のパフォーマンスが上がり、チームの能力も上がる。さらにこれを国や自治体レベルで考えると、究極的には主権者である国民

民の生命を守ることで社会は持続発展できるのであり、ダイバーシティはそのために不可欠な概念なのだという。

「ダイバーシティは、一人一人の命(心と体)を日常生活で守る土台となるものであり、私たちの羅針盤なのです」

4人の卒業生に学び 自分らしさを全面に

本特集で紹介した4人の校友の取り組みについて、鈴木准教授はこう分析する。

「4人の卒業生は、ダイバーシティの観点からは、社会のそれぞれの分野での先達者でありトップランナーです。皆さん、社会の場に基づき、その場の乗り換え方も多様です。共通しているのは、常に、属性・典型的思考・女性、高齢者、障害者というくくりではなく、一人一人を見ながら、個々の対応をしようとしていることだと思います」

職業という面では、転職や起業という形で働き方を変えた方



Hidehiro SUZUKI

1991年中央大学法学部法律学科卒業、2006年本学大学院法務研究科法務専攻専門硕士学位取得(法務博士(専門職))。東京23区法務部、文京区総務課長補佐(秘書担当)、危機管理課長、男女協働課長、子ども家庭支援センター所長などを経て、2018年より現職。一貫して「多様な一人一人を尊重し、社会的弱者にやさしい」姿勢を貫き、社会課題の解決に取り組む。2021年度日本大学リサーチ・アワード受賞。

* 心理的安全性とは、組織やチームの中で、自分の考えや行動を他者から批判されることを恐れない状態を指す。

自治体公務員としてやってきたこと
～安全安心の手法

自治体公務員としてやってきたこと ～安全安心の手法

【住民福祉の増進（自治法1条の2）＝多様な命を守ること】

① 【法務担当・訟務として】

- 真実義務を果たす（調査・裁判での主張・立証）
- 説明責任の履行（裁判： ×本案前 ○証拠提出）
- 修復的司法の理念の実践（対話的・参加的・将来的志向）
- 再発防止（学会等からの知見の収集・採り入れ）

自治体公務員としてやってきたこと

【住民福祉の増進（自治法1条の2）＝多様な命を守ること】

② 【危機管理課長として】

○新型インフルエンザ対策

（例：食材等を届けるための商店街との協定）

○東日本大震災に係る避難者の受入れ

（例：住の手当・心的支援・地域受入れ）

○BCP策定（優先順位付け）

○地域防災計画の修正

○妊産婦・乳児専用の福祉避難所設置（全国初）※エビデンスに基づく施策

○防犯のための地区指定・補助・カメラ設置・わんわんパトロール

○警察との協定、暴力団排除条例制定

自治体公務員としてやってきたこと ～安全安心の手法

【住民福祉の増進（自治法1条の2）＝多様な命を守ること】

③ 【男女協働課長として】

○男女平等参画条例制定

※理念を掲げ実効化の制度作り

※苦情申立制度 ※拠点づくり

※性暴力、セクハラ、LGBTQ差別禁止条項

○シンポジウム後援・共催 ※民間を援助

○カラーリボンフェスタ ※支援団体を結び付ける

○UNwomen日本事務所設置 ※シンボル、交流

自治体公務員としてやってきたこと ～安全安心の手法

【住民福祉の増進（自治法1条の2）＝多様な命を守ること】

④ 【子ども家庭支援センター所長として】

- おせっかいネットワーク策定 ※ネットワークづくり
- 要対協医療部会設置 ※法律を使う・具現化・応用化
- 居所不明児童への横断的アプローチ
- 専門的人材の配置・育成 ※支援者機関・者の能力向上
- 専門的機関・専門家の協力を仰ぐ ※医療、心理、法律など

災害時おなかの中の赤ちゃんを守るプロジェクト

—イメージ図—

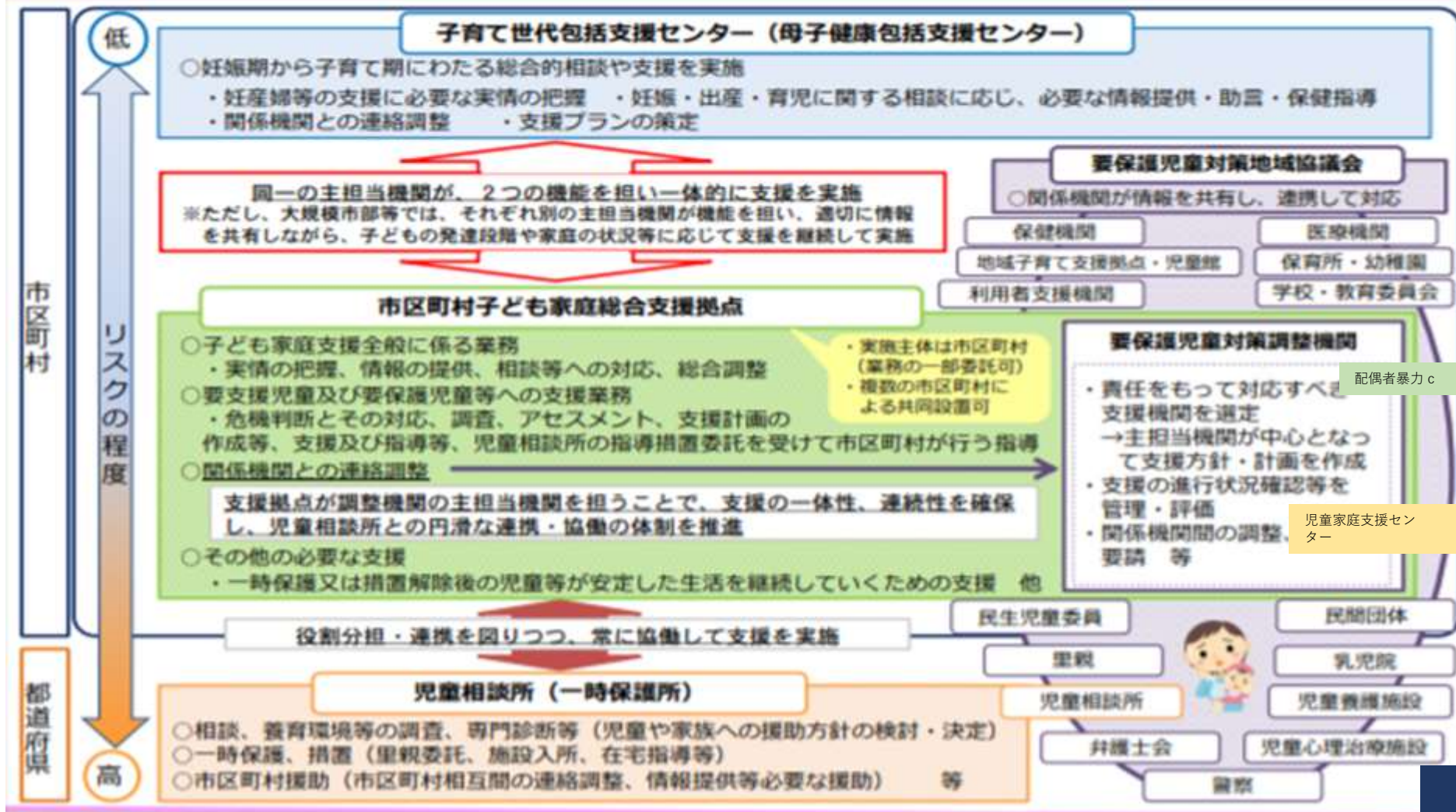


- 災害時おなかの中の赤ちゃんを守るネットワークを構築する！
- 明日災害が来ても安心して未来の子どもたちを産める文京区！
- 災害弱者保護のため、全国に文京区パッケージを提言し広めていく。



児童虐待対応における協働関係図

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



研究者としての目指していること

研究者としての研究スタイル・手法
(授業活用を含む)

すべての子どもたちと未来へ

A bright future for all children

To protect lives and ensure safety

ピックアップ



日本子ども安全学会

保育・教育現場における子どもの安全・安全危機管理についての研究・情報蓄積・発信。



子ども安全管理士

子ども安全管理士（略称：CPP）資格は、子どもの命を守る「子ども安全管理」についての専門家を目指す方のための制度です。



事業内容

子どもの安全を考え命を育む事業を展開します。



寄付・支援

皆様のご理解とご支援・ご協力を何卒よろしく申し上げます。



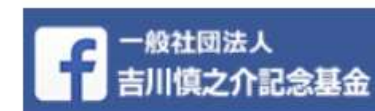
活動報告

活動実績を随時ご報告させていただきます。



法人情報

法人概要・沿革。



日本子ども安全学会

– Children Safety Society of Japan –

平成25年6月に「吉川慎之介君の悲劇を二度と繰り返さないための学校安全管理と再発防止を考える会」が設立され、その活動の中で、保育・教育・学校管理下で発生している事故について学び、それらの事故に共通する問題点についての研究・検証を行うために勉強会を開催して参りました。法人設立に伴い、これまでの勉強会を発展的に拡大するために、「日本子ども安全学会」という形で本学会発足に至りました。

保育・教育現場における安全危機管理についての研究や情報共有・発信する場として、活動して参ります。

◇日本子ども安全学会 会則◇

[日本子ども安全学会 会則](#)

◇日本子ども安全学会 個人情報取扱規定◇

[日本子ども安全学会 個人情報取扱規定](#)

◇日本子ども安全学会 理事一覧◇

[日本子ども安全学会 理事一覧 \(PDFファイル\)](#)

1) 活動内容

- 年一回学会大会開催
- シンポジウム・勉強会・分科会の開催
- 年1回機関誌発行



機関誌「子ども安全研究」
創刊号



機関誌「子ども安全研究」
第2号



日本子ども安全学会という挑戦

日本子ども安全学会に、あらゆる対策がつまっている！

しかし、こうした活動は、私人ではなく、

○公のど真ん中の仕事ではないのか。

公が人的・財的に継続的に行うべきことでは？

○研究者が深めて行くべきことではないのか？

→実務の場にどうフィードバックしていくか。

研究者としての目指していること

研究者としての研究スタイル・手法
(授業活用を含む。)

研究者として

【目次（以下のスライド）】

① 鈴木危機管理学の視点 （5枚）

② アプローチ手法

ア 法的アプローチ

（訟務・法的計画に位置付け・比較法制度）

イ 連携のアプローチ （

ウ 理念と具体化・実効化の循環アプローチ

エ 授業での教育・啓発アプローチ

①鈴木危機管理学の視点

鈴木秀洋 『虐待・DV・性差別・災害等 社会的弱者にしない自治体法務』(第一法規)

【(広義の)危機管理学の4つの視座】

- 第1 行政法・地方自治法の再構成の視座
- 第2 危機管理の視座
- 第3 当事者主義の視座
- 第4 社会モデルの視座

①鈴木危機管理学の視点

鈴木秀洋『虐待・DV・性差別・災害等 社会的弱者にしない自治体法務』(第一法規)【4つの視座】

第1 行政法・地方自治法の再構成の視座

- ①管理・垂直関係重視の法体系
⇒ 個々人の権利利益の向上と具体的実現
- ②国側の視点重視
⇒ 市区町村・地域の視点重視
- ③危機管理の視点※

①鈴木危機管理学の視点

鈴木秀洋 『虐待・DV・性差別・災害等 社会的弱者にしない自治体法務』(第一法規) 【4つの視座】

第2 危機管理の視座

- ①弱者視点・多様性の尊重
- ②事前対策がすべて
- ③組織・チーム対応
- ④命(心と体)を守り続ける

(×多数決、「普通」「標準」設計)

(×事後対応(災害時のファインプレー))

(×個人対応)

(×瞬間危機管理)

①鈴木危機管理学の視点

鈴木秀洋 『虐待・DV・性差別・災害等 社会的弱者にしない自治体法務』(第一法規)【4つの視座】

第3 当事者主義の視座 とは

①当事者の声を聞く

×恩恵的 ×傍観 ×一つの学問分野のみの視点

②当事者意識をもった連携・協働

×一機関のみ対応、×二者関係支援、× 申請(受理)方式

③目の前の当事者のための具体的解決策の模索

×抽象、×課題指摘のみ、×第三者評論

①鈴木危機管理学の視点

鈴木秀洋 『虐待・DV・性差別・災害等 社会的弱者にしない自治体法務』(第一法規)【4つの視座】

第4 社会モデルの視座

×社会的弱者のために ⇒ ○社会的弱者にしない
(社会的弱者にしているのは誰か)

医療・医学モデル

⇒社会モデル(生活モデル)

【アプローチ手法】

① 法的アプローチ

-正しい法理解とその先
(主に政策法務)

- 立法法務・解釈法務・訴訟政策法
- 訴訟における真実義務・説明責任の履行
- 国家賠償法における個人責任（不法行為との比較）
- 子どもに関わる機関・者の重い責務

東京都地域防災計画（震災編）改定方針（案）

05 検討体制とスケジュール

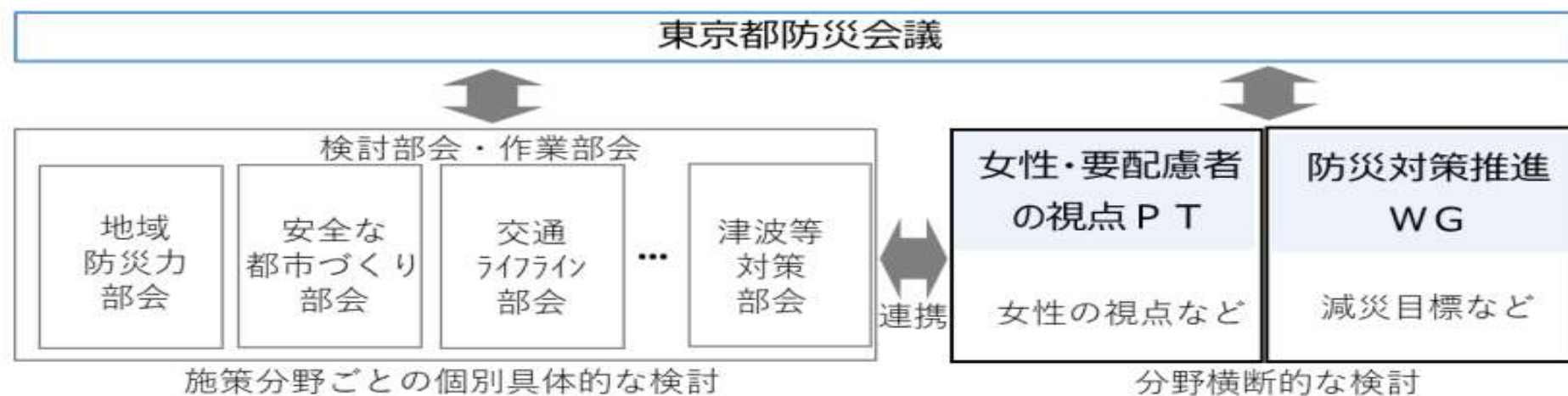
- 地域防災計画の**施策分野ごと**に、関係各局や関係機関、専門家等で構成される**検討部会（部長級）**・**作業部会（課長級）**を設置し、個別具体的に検討を実施

検討部会

地域防災力向上部会、安全な都市づくり部会、交通・ライフライン部会、応急対応力強化部会、情報通信部会、医療機能確保部会、帰宅困難者対策部会、避難対策部会、物流・備蓄対策部会、住民の安全確保・生活安定部会、津波等対策部会（島しょ防災対策含む）

※部会の運営：部会それぞれに、関係の深い部署による事務局を設置し、各部会特有の課題を主体的に検討

- 減災目標の設定や女性の視点など、分野横断的な課題については、既存の「防災対策推進WG」や「女性・要配慮者の視点PT」を活用して検討



検討スケジュール

- 令和4年5月25日 東京都防災会議にて計画修正の発議
- 令和5年1月下旬 東京都地域防災計画（震災編）修正素案公表
- 令和5年度早期 東京都地域防災計画（震災編）修正決定

➡ 計画の修正決定後は、各種防災関連計画、救出救助計画、都政のBCP等を順次見直し

②法的アプローチ

-正しい法理解とその先

-比較法制度による分析・提言

●虐待対策

- ①児童虐待、DV、ストーカー法制の比較
- ②児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の法制比較
- ③ネットワーク制度の比較（要対協）

●差別解消

- ①ヘイト、②部落、③障害者

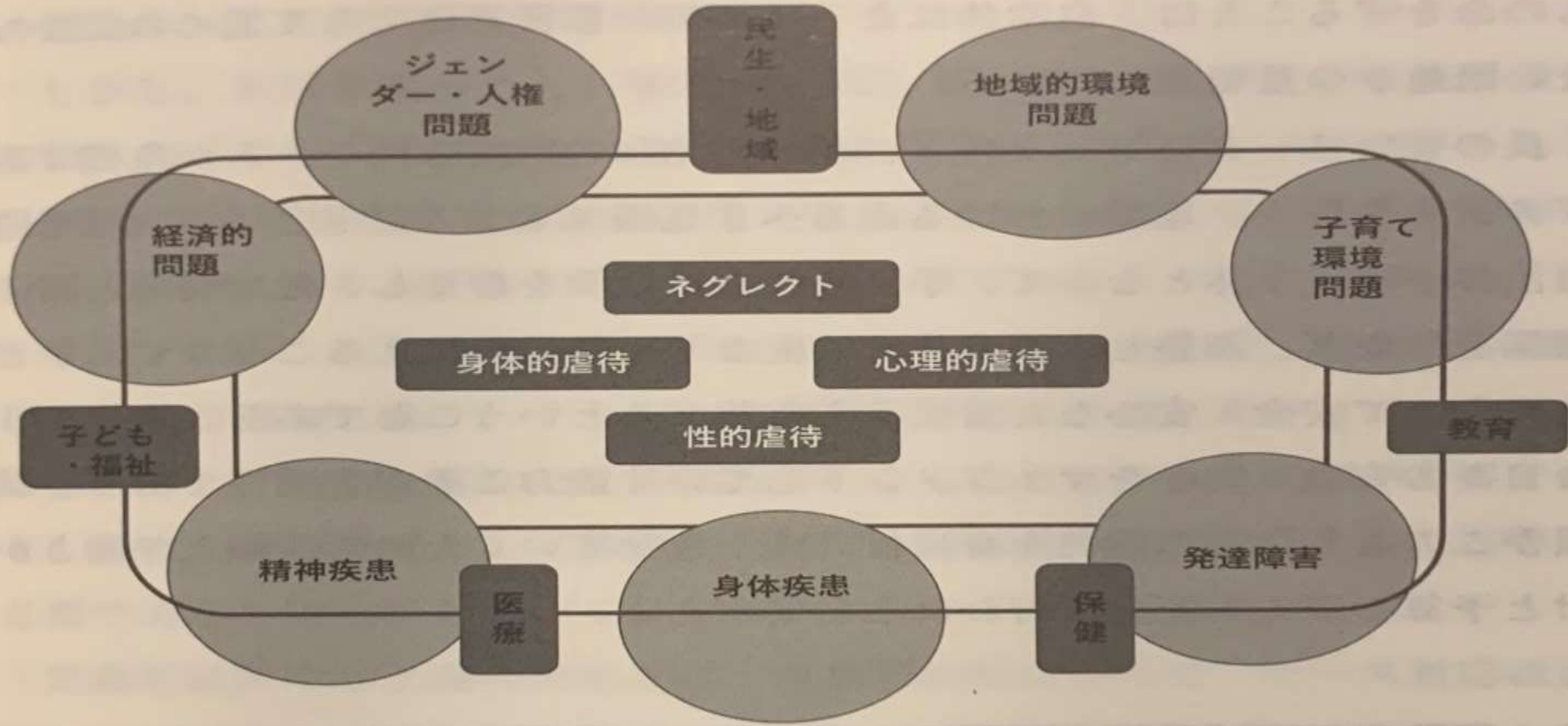
●警察・司法との連関法制

① 連携のアプローチ

【Q】 一つの学問分野、
一つの機関だけでは、
子ども命は救えない。

⇒ **関係機関の連携と協働が不可欠**

【図表2-4】 児童虐待と関係機関・関係領域



文科省研修テキストを参考に

鈴木秀洋『虐待・DV・性差別・災害等から市民を守る社会的弱者にしない自治体法務』（第一法規） 53頁

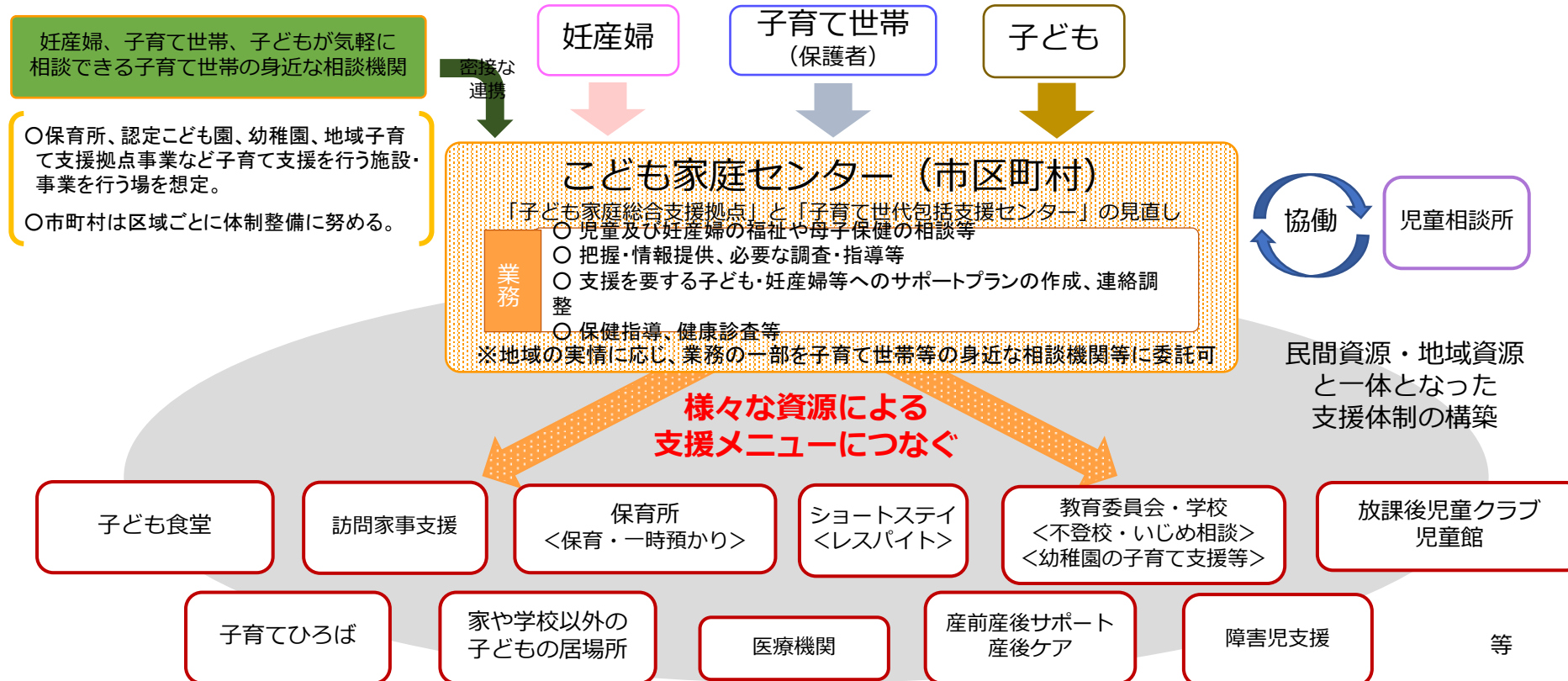
こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設置の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



【Q】 ①関係機関の連携と協働が不可欠

抽象的な連携の掛け声では意味がない。

⇒

児童相談所・自治体と
警察の連携の具体的架橋のために

※(厚労省研究事業)

警察官・警察職員のための「児童福祉がわかる」ハンドブック (検討委員会委員長)

④理念と具体化・実効化の

循環アプローチ

-抽象化と具体化の循環

- 警察官のためのハンドブック
- スタートアップマニュアル
- ※似て非（好事例紹介手法への若干の警鐘）

警察官・警察職員のための 「児童福祉がわかる」ハンドブック (公開概要版)



はじめに

このハンドブックは、厚生労働省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、警察官・警察職員向けにまとめたものである。子どもの権利利益を守っていくこと、特に今、児童虐待分野において、警察と児童相談所及び市区町村子ども部局との連携なくして、子どもの命を守ることは困難である。

しかし、現場の警察官・警察職員と児童相談所及び市区町村子ども部局職員のそれぞれが、相互の組織理念・制度・立場を理解しない限り、連携という言葉は絵に描いた餅でしかない。

「法は家庭に入らず」との法格言が「今は昔」となり、児童虐待分野では、迅速かつ積極的な早期からの支援・介入が求められている。そして、その意識を強く警察官・警察職員と児童相談所・市区町村職員との双方が有し（このことは好ましいことである。）、子どもの最善の利益を守るとの目的・意識を共通にもっていければいるほど、具体的な一歩の踏み込みをどちらの組織が、どの程度まで行うのか、役割分担と其後の引継ぎの在り方はどうすべきなのかなどの具体的な現場での詰めの論点・課題が顕在化する（（参考）令和2年度調査で児童相談所と警察との情報共有を行った中での判断が異なったとの回答（56.3%）有）。近年の児童虐待死亡事例検証報告書においても、この点の共有後の動き方の指摘がなされた。

本ハンドブックでは、実際どのように連携していけば、子どもの命を短期のみならず長期的・継続的に守っていけるのか、児童相談所等の制度や方針、児童相談所職員等（市区町村の子ども部局職員含む。）の職務遂行・運用についてQ&A形式（全45項目）で解説を行った。

厚生労働省、警察庁、都道府県警察本部、児童相談所（全国児童相談所ブロック幹事）、市区町村の協力を得て、この分野の研究者・実務家が検討委員会を発足させて完成させたものである（なお、今後の更なる継続的なバージョンアップは必要となる。）。

警察官・警察職員一人ひとりの日々の仕事での帯同、職場での研修資料、警察学校や警察大学校等でも本ハンドブックがテキスト指定され、児童福祉と警察の架け橋となることを願う。

本ハンドブック検討委員会委員を代表して

2022（令和4）年3月31日

検討委員会委員長 鈴木秀洋（日本大学危機管理学部）

①授業での教育・啓発アプローチ

①授業での教育・啓発アプローチ

学校の安全－剣太事件



2022.06.27

議員活動

第1回 連載のはじめに～時間は当事者の気持ちを軽くしない

ツイート

LINEで送る

いいね! 61

日本大学危機管理学部 鈴木秀洋／協力 工藤奈美

【Q】 遺族が守られていない現実
…表題にあるように
時間は当事者の気持ちを軽くしない…

- ※ 刑事・民事・行政裁判
- ※ 教育員会と学校
- ※ 刑事(被害者学)、心理、教育、福祉、法務
- ※ 遺族(親ときょうだい)支援

第1 剣太からのバトン

自治体行政は、住民の福祉の増進を究極の価値と定め（地方自治法1条の2）、個々の住民一人ひとりの日常の生活を守るためにある。この連載では、危機管理学の視点、法的視点、教育学の視点、心理学の視点、被害者学の視点など様々な学問的視点をもって、真に住民側の立ち位置から行政法及び地方自治法の再構成を行う。

本連載では、高校の剣道部（部活）において、顧問教師が、剣道部主将を務めていた工藤剣太さん（当時17歳・高校2年生。当時剣道3段。以下「剣太」と表記する）に対して、指導の名の下に集中的にしごき、暴行を加え、熱中症状態を生じさせ、かつ、その状態においても打ち込みを続けさせて死に追い込んだ事件（以下「剣太事件」という。体罰事件、熱中症事件との表記はいずれも事件の本質を誤らせるように思う）とその後の10年以上にわたる裁判等（①国家賠償請求訴訟、②住民監査請求、③求償権請求住民訴訟、④刑事告訴）をたどることで、子どもの命を守るとはどういうことなのか、学校・行政（議会を含む）はどうあるべきなのか、皆さんと考えていくこととする。



大川小津波高裁判決 (最高裁確定)の ポイント

①事前対策の必要性

②組織的過失を認めたこと

⇐ 危機管理の要諦

裁判官はこう言った
『学校が子どもの命の最期の場所になってはならない!』

2011年3月11日 午後2時46分
東北地方太平洋沖を震源とする
マグニチュード9の巨大地震が日本列島を襲った

東日本沿岸部の数多くの学校が被災した
しかし 74人の児童と10人の教職員が津波に吞まれ
命を失った(児童4人はいまだに行方不明)のは
宮城県石巻市にある大川小学校だけだった

地震発生から津波到達まで約51分
ラジオや行政の防災無線で情報は学校側にも伝わり
スクールバスも待機していた

なぜ我が子は学校で最期を迎えたのが
この映画はその答えを探し続けている
親たちの記録である

「あの日何があったのか」という説明が嘘から始まって
それを本当にしようと嘘で固めようとした」

「学校で命を落とすことがあってはならない。
そのためには事前準備こそ」

「災害は止められないが命は守れる。
涙の後に確信が残った」

鈴木 秀樹 (大川小学校校長)

保育園、学校が安全な場であることは、
根源的なこと！

おわりに

～再発防止と予防のために

- 実務家・担当者の役割の重要性
- 研究者の役割の重要性
 - ・専門的知見はどこにある？
 - ・社会への発信はどのように？

実験的手法の重要性、法制度改善の重要性、
実務担当者への具体的理解と変容を促す（変換）の重要性
⇒実務の穴を発見させる
（外部からはなかなかわからない慣行やルーティン有）

おわりに

～再発防止と予防のために

○吉川慎之介さんの 生きた証を 未来につなぐ

－ 私達一人ひとり 自分事としての 責務